

第 8 9 回大阪府森林審議会

会議録

日時：令和 6 年 1 月 22 日（月）

午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場所：大阪府咲洲庁舎 41 階共用会議室⑧

第 89 回大阪府森林審議会

令和 6 年 1 月 22 日

【司会（石本森づくり課主事）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 89 回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の石本でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員 14 名中 9 名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規定第 4 条の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部みどり推進室長田中より、御挨拶を申し上げます。

【田中みどり推進室長】 みどり推進室長の田中でございます。

第 89 回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、本年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。大阪府といたしましても、被災地の一日も早い復旧、復興に向けて、引き続き支援を行ってまいります。

さて、委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、近畿中国森林管理局長におかれましては、新たに委員に御就任いただきまして、厚くお礼申し上げます。

国では、昨年 10 月に新たな全国森林計画が閣議決定されました。この計画では、森林林業基本計画に即し、令和 3 年 6 月以降に生じた情勢の変化や、新たな施策の導入を踏まえ、盛土等の安全対策や高度な森林資源情報の活用などが追記されております。本日の審議会では、この新たな全国森林計画に即し、大阪地域森林計画の変更内容について御審議いただきます。

また、近年、気候変動に起因する想定を超える豪雨や台風が増加する傾向にあり、山地災害対策の重要性は、ますます高まっております。大阪府では、環境税を活用し、危険渓

流の流木対策を実施するとともに、国庫補助治山事業により、災害発生時の復旧予防的対策を実施しておりますが、新たな防災対策を実施する必要があることから、環境税を4年間延長することといたしました。その内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 ありがとうございます。

それでは、本日、御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。

大阪府立大学名誉教授の増田委員でございます。

【増田委員】 増田でございます、よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 近畿中国森林管理局局長の國井委員でございます。

【國井委員】 國井です。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 國井委員におかれましては、前柏原委員の後任として、令和5年12月20日付で御就任いただいております。

続きまして、大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。

【栗本委員】 栗本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 大阪府指導林家の寺井委員でございます。

【寺井委員】 寺井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 株式会社南河内林業代表取締役の仲谷委員でございます。

【仲谷委員】 仲谷です。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 NPO法人木の会代表の西野委員でございます。

【西野委員】 西野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 京都大学名誉教授の藤田委員でございます。

【藤田委員】 藤田です。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 奈良女子大学教授の藤平委員でございます。

【藤平委員】 藤平です。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 京都府立大学准教授の三好委員でございます。

【三好委員】 三好です。よろしくお願いいたします。

【司会（石本森づくり課主事）】 なお、神戸大学名誉教授の黒田委員、河内長野市市

長の島田委員、一般社団法人大阪府木材連合会会長の津田委員、京都府立大学教授の長島委員、千早赤阪村村長の南本委員におかれましては、所用のため、本日は欠席でございます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。大きく分けて2部御用意させていただいております。

まず、1ページ目、「次第」から始まり、「出席者名簿」、「大阪府森林審議会規程」、諮問書の写しと7ページまで続いております。続いて8ページ目、資料1、「大阪地域森林計画の変更について」、少しページ離れまして、79ページ、資料2、「林地開発許可の実績報告について」。85ページ、資料3、「大阪府森林環境税について」。89ページ、資料4、「大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度について」。最後に、ホッチキス留めで資料分かれております、右上資料1（参考）と書かれた書類となっておりますが、資料等不足ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府審議会規定第5条第1項によりまして、増田会長にお願いさせていただきます。

それでは増田会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【増田委員】 それでは議長を務めさせていただきたいと思っております。増田でございます。よろしく申し上げます。

先ほど少し、能登半島地震の件がありましたけれども、ちょうど29年前に阪神淡路大震災があつて、避難所の状況を見るとかなり改善されたと言えども、30年前とそう変わらずに体育館で雑魚寝をしていると。ああいう状況を見ると、どうしたら本当の意味で、災害が終わった後は、かなり改善策はうたわれるのですが、実際起こってみると同じような避難状況と。そこで、やはり災害関連死が発生するということが、かなり心の痛む状況が毎年のように起こるのですけれども、我々も心して、やはり防災とか減災というのは人間にとっては無理ですよね、災害、絶対発生しますので。むしろ災害後、どう我々対応するのかというのは、本当に大きな課題かと思っております。心して、いろんなものに立ち向かわなければならないなということを改めて感じた次第でございます。

それでは、今日の議題に入っていきたいと思っております。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですけれども、西野委員と藤田委員のお二方をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますが、先ほどございましたように、議事は1件、報告案件1件、その他案件が2件という形で、15時半ぐらいを目途に進めていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事1、「大阪地域森林計画の変更について」、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

【速水森づくり課技師】 本日説明させていただきます、森づくり課の速水と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、知事から審議会長宛ての諮問書の写しを皆様にお配りしておりますので、読み上げさせていただきます。

資料7ページを御覧ください。

「大阪地域森林計画の変更について（諮問）。森林法第5条第5項の規定に基づき、大阪地域森林計画を変更するにあたり、同法第6条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます」。内容について御審議よろしくお願ひいたします。

それでは、変更の概要について御説明いたします。

9ページの資料1、「地域森林計画と今回の変更内容について」を御覧ください。

こちらの変更の概要については、後ろにつけております参考資料で御説明いたします。画面スクリーンにも共有いたします。

まず、地域森林計画とは、府の森林関連の施策の方向や森林整備の目標等を示した計画で、森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、民有林について、全国森林計画に即して5年ごとに10年を1期として立てる計画です。また、市町村森林整備計画の指針となるものです。

地域森林計画においては、1から12の事項が掲げられております。

続きまして、森林計画制度の体系についてです。

森林計画制度は、まず政府が森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を策定します。全国森林計画は、森林・林業基本計画に即し、農林水産大臣が森林法に基づき、5年ごとに15年を1期として策定することとされており、令和5年10月に、来年度4月からの新計画が閣議決定されたところです。

赤字で囲っております地域森林計画は、都道府県がこの全国森林計画に即し、森林法第5条に基づき策定するものとされています。

この森林計画制度の下で、国、都道府県、市町村により、森林の適正な保全や整備が推進されています。

今回の地域森林計画の主な変更点は、新しい全国森林計画の内容を反映する変更を含めた4点となっております。

次に、新たな全国森林計画について御説明いたします。

全国森林計画では、広域的な流域ごとに森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の計画量が定められており、これらについて令和3年に策定された森林・林業基本計画に即して変更されました。

また、前回変更時点である令和3年6月以降に生じた情勢の変化や、新たな施策の導入を踏まえ、見直しが行われました。

具体的には、次の5点について新たに記述が盛り込まれております。

1点目、花粉発生源対策についてです。画面では文字が小さいと思いますので、お手元の参考資料の後ろのほう、12ページを御覧ください。

多くの国民を悩ませている花粉症問題を解決するには、関係省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせることが重要だとして、令和5年の4月に花粉症に関する関係閣僚会議が設置され、5月に花粉発生源対策の全体像が示されました。

ここで、花粉症対策の3本柱として、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の3つの対策が示されましたが、発生源対策として、10年後に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることを目指し、スギ人工林の伐採・植替えなどの取組を集中的に推進することが示されました。

大阪府におきましては、これまで花粉症対策の実施はありませんでしたが、政府の方針で取り組む必要が生じたことから、傾斜が急峻で市街地に近い森林が多いことを鑑み、皆伐については林地保全に配慮しつつ、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えに取り組んでいくことといたします。

本編のほうの資料の11ページを御覧ください。

こちらは地域森林計画の新旧対照表案で、右側が変更前、左側が変更後、赤字部分が変更箇所となっております。変更案では、全国森林計画の記述を基に第2の1に大阪府の森林の整備及び保全に関する基本的な考え方を追記することとし、下から3分の1程度のところに、「また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、花粉発生源対策にも取り組む。」と、花粉発生源対策につ

いて記載しております。

また、次の12ページの第3の「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採、植替え等を促進する旨、「2 造林に関する事項」の「(1) 人工造林に関する指針」に、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める旨を追記しております。

2点目、高度な森林資源情報の整備・活用等についてです。

参考資料のほうの13ページを御覧ください。

近年リモートセンシング等の新たな技術が進展しており、航空レーザ計測により高度な森林資源情報や詳細な地形情報が得られるようになってきております。さらに、それらの地理空間情報を多様な主体が自由に活用できるよう、オープンデータとして公開する取組が推進されているところです。

大阪府におきましては、令和元年から2年にかけて、府内森林全域を航空レーザ測量し、微地形図、林相区分図、樹頂点データ等の成果を得ました。既に府内市町村や林業事業者には提供しており、DEMや微地形図等の地形情報については大阪府オープンデータサイトでの公開を予定しております。

また、森林資源情報については、林野庁がオープンデータ化の取扱いについてのガイドラインを発出するというのを聞いておりますので、発出を待って検討する考えでございます。

本編のほうの資料11ページを御覧ください。

先ほどの「花粉発生源対策に取り組む。」の後に、「加えて、リモートセンシング等を活用した高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。」と記載しております。

また、14ページの6の(1)のところにも、「航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の提供及び公開等により、面的な集約化を進める。」と記載しております。

3点目、林業労働力確保についてです。

参考資料のほうの14ページを御覧ください。

林業労働力確保の促進に関する基本方針が令和4年10月に変更され、ICTやドローンを活用した新しい林業を実現するための人材の確保・育成、異業種から林業への新規参入、女性の活躍・定着等が新たに盛り込まれました。

大阪府においては、全国森林組合連合会が主催する新規就業ガイダンスへのブース出展や、林業就業支援講習などの機会を活用し、担い手確保への支援を強化し始めたところがございます。基本方針の変更を受け、大阪府林業労働力確保の促進に関する基本計画の変更を予定しており、今後、基本計画に基づき、林業への新規参入や、起業、女性の活躍等を推進していきます。

本編のほうの資料の15ページの6の(3)のところに、林業労働力についての記載を追加しております。

4点目、木材の合法性確認の取組強化についてです。

参考資料15ページを御覧ください。

令和5年5月に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律、通称改正クリーンウッド法が公布されました。これまでは木材の合法性の確認を確実に実施する事業者を登録するという制度でしたが、今回の改正により、川上・水際の木材関連事業者については、合法性の確認を義務づけ、罰則も措置されることとなりました。

大阪府におきましては、国産材については森林法に基づく伐採造林届等で合法性が確認できるため、引き続き適正な手続を行うとともに、外材については、改正クリーンウッド法に基づき、合法性が確認された木材が流通するよう取り組んでまいります。

本編資料の15ページの6の(5)を御覧ください。

これを受け、地域森林計画案には、「木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。」と追記しております。

5点目、盛土等の安全対策についてです。

参考資料のほうの16ページを御覧ください。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流をきっかけとして、令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が施行されました。これまでは宅地、森林、農地と、土地の用途によってそれぞれの法律で開発を規制していたため、盛土の規制が十分でないエリアが存在しておりました。そのため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されるようになったものです。

大阪府においては、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例により、3,000平方メートル以上の盛土等を規制してきたところですが、令和6年度よりこの条例を廃止し、盛土規制法による規制が開始され、これまで以上に厳しい基準で制度を運用していくことと

なります。

お手元の配付資料の本編の資料16ページのほう御覧ください。

それらを受けて、第4の1の「(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」のところに、盛土等の安全対策について、「盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。」と追記しております。

以上、5点が全国森林計画の内容を反映した変更となります。

続きまして、森林区域減少の個別案件について説明いたします。

参考資料のほう、戻りまして4ページを御覧ください。

林地開発の完了に伴い、森林区域が4ヘクタール減少し、府内の森林面積としては5万3,985ヘクタールから5万3,981ヘクタールに減少するものです。地域別では、富田林市で2.4ヘクタールの減少、河南町で1.3ヘクタールの減少です。どちらも事業所敷地の造成による減少です。

次のページを御覧ください。

まず、今回減少する箇所的位置をお示ししております。いずれも南河内の地域となります。

次が、個別の案件の1つ目の表でございます。

行為者、株式会社足田建設、行為地の所在場所、富田林市大字東板持、開発の概要、事業用地の造成、開発行為に係る森林面積は2.4403ヘクタール。1つ飛ばして、林地開発基準について。林地開発では、災害防止、水害防止、水の確保、環境保全の4基準を満たす必要がありますが、これらは計画どおり適切に整備されたこと、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。関係法令、宅造法。備考欄には完了確認日までの経過を記載しております。

区域図を御覧ください。

黒い線が事業区域、ピンクに着色した箇所が今回減少する森林区域です。減少する森林面積は開発により変更された、係る森林2.4403ヘクタールに島状に残された0.3ヘクタール以下の森林、0.0157ヘクタールを加えた2.4560ヘクタールです。写真は完了確認後の状況です。

次の案件に移ります。

次のページの表を御覧ください。

行為者、モアゲン株式会社、行為地の所在場所、南河内郡河南町大字平石、開発の概要、資材置場の造成、開発行為に係る森林面積は1.2989ヘクタール。1つ飛ばして林地開発基準について、表に記載のとおり、4基準の計画どおり、適切に整備されたこと、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。関係法令、宅造法。備考欄には完了確認日までの経過を記載しています。

区域図を御覧ください。

黒い線が事業区域、ピンクに着色した箇所が今回減少する森林区域です。減少する森林面積は開発により改変された係る森林の1.2989ヘクタールです。写真は完了後の状況です。

以上、これらの開発案件2件を合わせた4ヘクタールが、今回地域森林計画の森林区域面積が減少するものでございます。

続きまして、人工造林の植栽本数の変更についてです。

これまでは標準的な植栽本数として、スギ・ヒノキにおいて、密仕立てのヘクタール当たり4,000本、中仕立てのヘクタール当たり3,000本を示しておりましたが、今回疎仕立てとしてヘクタール当たり2,000本を追加するものです。

背景としましては、近年、森林資源の成熟による主伐の増加が予想される中、主伐箇所の確実な再造林を実施する必要性が高まっていることが挙げられます。再造林の大きな費用負担や造林作業の人手不足が再造林の支障となっていることを踏まえ、再造林の低コスト化を図る手段として、低密度植栽が期待されているところです。従来、スギ・ヒノキはヘクタール当たり3,000本程度の密度で植栽されてきましたが、低密度植栽では植栽本数を減らすことにより苗木購入費や植栽労務費を縮減し、再造林、保育の低コスト化を図ることが可能となります。

林野庁も、省力・低コスト化施策を推進しており、都道府県知事や市町村長が定める特定の区域内でのヘクタール当たり2,000本以下の低密度植栽に対し、補助金の査定係数引き上げによる支援強化を行っております。

林野庁が令和2年3月に発行したスギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度植栽のための技術指針においては、低密度植栽等はヘクタール当たり1,000から1,500本程度の密度で植栽し、間伐の回数を減らして主伐に至る施策を想定するものと記載されておりますが、既存の低密度植栽試験調査結果を見ますと、1,000本では樹冠閉鎖が遅れ、

つるや、先駆性、高木性樹種が侵入することにより、スギの成立本数が減少する可能性があるという報告もあることから、広く成林すると考えられる2,000本を標準的な植栽本数として追加しました。近隣府県の地域森林計画においても、疎仕立てを設定している府県では、おおよそ2,000本が設定されているところです。

なお、先ほどの林野庁の技術指針では、成林や木材利用に影響が少ないとされる植栽密度が示されておりますので、市町村森林整備計画での記載も可能となるよう、欄外に下限値を示すこととしております。

続きまして、林道の計画の説明に移ります。

林野庁で、林道施設長寿命化対策マニュアルが定められ、これに従い、林道の点検等を実施しております。

大阪府では、平成30年から令和2年にかけて、橋梁やトンネルなどの対象施設169施設で、市町村等の林道管理者が点検診断を実施し、個別施設計画を策定しました。5年が経過するところですので、2回目の点検診断が順次実施されているところでございます。

このたび、岸和田市本谷線で、来年度、橋梁の点検診断を実施する予定であることから、林道の拡張に関する計画の改良計画を、後半5か年から前半5か年に前倒しする変更を行うものです。

その他の文言の追加修正を行った変更点として、本編のほうの資料の15ページの(6)のところに、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進及び多様な主体による森林資源の利活用について追記しております。

また、16から17ページにおいては、「2 保安施設の整備に関する事項」内にあった、治山事業の記述を、「治山事業の実施に関する方針」として新たに項を立てることとしております。

また、18ページの用語の解説のところに、育成単層林、天然生林の解説を追加しております。

なお、変更案について林野庁との事前協議の結果、御質問をいただき、表のとおり回答しております。

次に、19ページの「大阪地域森林計画書(案)」を御覧ください。

この計画変更案について、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和5年11月29日から令和6年1月4日までの約30日間公告縦覧しましたところ、意見申し立てがなかった旨、御報告いたします。

また、その後、森林法第6条第3項の規定により、近畿中国森林管理局及び市町村に協議を行いました。異議はありませんでした。

本日、この審議会において変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画変更の決定を行い、年度内に公表することとしております。

以上で、地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

【増田委員】 ありがとうございました。

ただいま、国の計画に合わせるような形での変更点5点と、林地開発の状況等、現状を踏まえた変更について御報告をいただきましたけれども、何か御意見、もしくは御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

三好委員、どうぞ。

【三好委員】 最初の花粉対策の件ですけれども、スギの花粉の発生源を2割減少させるといふ方針が出ていますが、従来の、例えば先ほど急傾斜地とか宅地の近くは残すといふような話がありましたが、保安林との関係とか、森林経営計画との関連から、果たして2割というのはどのような数字なのかというのは、ちょっと想像ができませんけれども、実際に大阪の事情というのもありますので、まず2割というのはどういった方策で可能になっていくのかという、具体的なところ、もう少し教えていただけたらというのと、もう一つよろしいですか。

【増田委員】 はい、どうぞ。

【三好委員】 同じ話なのですが、スギを伐採して、無花粉、低花粉、あるいは広葉樹林ということですが、その目指す林相は、果たしてどうやって決めるのかなというのがちょっと疑問に思います。それと同時に、そのインセンティブって一体何なんだろうということも、少し懸念材料かなというふうに思いますので、その辺りについて教えていただけたら。

【増田委員】 事務局のほう、いかがでしょうか。

【寺井森づくり課主査】 御質問ありがとうございます。花粉症対策2割でということ、どういった方策で進めていくかということになるのですけれども、国のほうからスギの花粉対策ということで重点地区を定めて、特に強力に進めていきなさいということでおっしゃっておられます。スギの花粉症発生源につきましては、伐採を大きく伴うということもございまして、山地災害危険地区であったりとか、おっしゃっていただいている保安林であったりとか、そういった地区もございますけれども、そういったところを踏まえ

ながら、大阪府の特性として、都市に近い森林というところで、なるべくリスクが少ないところを選択していきまして、そういったところを重点的に、林業事業者さんとも調整しながら進めていければと思っております。

特に皆伐を進めるに当たって、その後の造林保育の費用というところで、なかなか所有者さんがもう一度スギ・ヒノキの再造林というところに踏み込めないという大きな壁がございます。そういったところにつきましては、林野庁からも、なるべく低コスト造林、例えば低密度植栽であったり、一貫作業で地ごしらえしたときに、併せて植栽をするであったり、また、下刈りの回数を低減するために成長の早い植栽木を選択していくというような方法がございますので、そういったところを総合的に進めていきたいと思っております。

次、スギ伐採後に、どういう林相を求めているのかというところにつきまして、大阪府でも森林の整備に関しまして指針を定めてございまして、自然的な要因であったり、例えば傾斜がどうか、道から近いのとか、あと社会的な要因として所有者さんの御意向がどうかとか、そういったところで林業に適している場所か適していない場所かというところで、今後、引き続き人工林を人工林として回していくのか、もしくはなかなか手入れが難しいところは徐々に広葉樹林に移行していくのかというような、そういったゾーニングをしまして、今後どういった林相にしていくかというところを定めていくところでございます。

また、インセンティブですけれども、先ほど申しました、一貫作業とか低コスト造林というところで、補助事業におきましては、査定係数が若干高くなるというところがございます。そういったところ等も周知しながら所有者さんのほうにも、こういったことがあれば、多少、造林のコストも低減できるのかなというところの御説明を丁寧にしていくことで、進めていけたらなと思っております。

以上です。

【増田委員】 よろしいでしょうか。

【三好委員】 はい。

【増田委員】 ほか、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 どうもありがとうございます。流域治水というのが、今の日本で大事な事業でございますので、その辺がどのように記載されているかなというところで見ますと、

17ページのところに、「流域治水の取組と連携した」ということが書かれてありまして、大変結構かなというふうに思いました。

この森林計画のほうの記述としては、これでいいことだと思うのですが、このとおり読むと流域治水と連携してこの計画をつくるというふうに、ですよ。ということは、どういうふうにそれを進めていくのかというのが、大阪府のほうで何か、例えば流れですね。この計画をつくるまでの流れで、どこで、どういうふうに流域治水としての必要なことを吸い上げて計画に入れるかという、その辺はいかがでしょうか。

【増田委員】 いかがでしょうか。

これ、多分、後ほどの大阪森林環境税の対策のところ、流域を意図した対策を府としては出すということで、多分、後ほどの議題とも関係するのかなと思うのですが、いかがでしょうかね、事務局。

【早川森づくり課森林整備補佐】 はい。後ほど説明させていただきます、森林環境税を使った事業、これにつきまして、流域治水と連携して対策を進めていくことになっておりますので、その際にも説明をさせていただきますが、流域治水につきましては、大阪府におきまして、現在、26の流域治水プロジェクトが策定、公表されております。

このプロジェクトの中に環境農林水産部も、もちろん流域治水協議会に参画しておりまして、この辺りで計画についての調整であったり、進捗管理をしながら対策を進めていくこととなりますので、随時その進捗状況合わせまして、この計画にも反映をさせていきたいと考えております。

【藤田委員】 そうですか。そういうことでしたら大変結構ですので、ぜひ、進めていただきたいなと思います。

【増田委員】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 先ほどの花粉対策ですけれども、スギ花粉対策だけの考え方でやっていると、多分うまく進まないだろうなという予感がします。

大阪府の人工林をどうしていくのかという広い視点の中で、スギの分をどうするのか、ヒノキの分を将来的にどうしていくのかということを議論した中で、将来的な計画をつかっていくということが大切なのではないのかなと。その中で、何を支援できて、何が支援できないのかといったようなことも併せて、市町村との連携も重要になってくると思うんです。市町村と大阪府ときちんと思疎通図りながら、我々に御指導していただきたいな、

こういうふうに思います。

【増田委員】 分かりました。今の、御提言ということでよろしいでしょうか。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかはいかがでしょう。

西野委員、どうぞ。

【西野委員】 ありがとうございます。私のほうはスギ材とかを活用するという立場で、ちょっとお聞きしたいのですが、花粉の少ない材、苗を使うというふうなこととか、もう一つは、低密度植栽というお話の中で、うらごけの樹幹になりやすいという話がちょっとあって、並材の生産を念頭に置いた施業ということが書かれていますけど、これは、要は、ちゃんとした柱とか、はりとかを、もう諦めるというか、そっちのほうへいこうということなのか、それからスギの花粉が根本的に花粉だけが原因なのかどうかって、ちょっと私もよく分からないのですが、花粉をなくせばそれで花粉症がなくなるのって、何でかがちょっと私は分からないんですけどね。

だから、温暖化であったりとかいろんな要素があるのか、その辺のことも分からないけれど、取りあえず花粉を減らそうという意図で進めてらっしゃると思うのですが、そういうので育ってきた木材とか、そういうものというのは今までと同じような、今、木材の活用というのを推進されていると思ひますけど、そういうことでの活用というのは可能なのか、どういうふうに思われているのかなとちょっと思ったところなので。

【増田委員】 いかがでしょうか。

材としての品質性能みたいなものが落ち込まないかと。花粉の少ない苗木。あるいは、今まで高密度植栽をして、材の成長を抑制しながら密な材をつくってきたのに対して、低密度植栽することによって材の性能が落ちないかどうかというようなことも含めての御質問だと思うのですが、いかがでしょう。

【塩野森づくり課課長】 御質問お答えさせていただきます。

まだ大阪府では、少花粉のスギとか、そういうものの実績がなくて、資料にもありますように、全国的な調査でも、林野庁のほうは1,000本から1,500本というのを推奨されているのですが、他府県での実例を見ても、なかなかうまくいってないところも多く、今回は、そういった状況も踏まえて、2,000本という設定を大阪府としてさせていただきます。

もう一つは、先ほども話ありましたとおり、将来的にそこをどんな森林にしていくのかというところがやっぱり重要になってきますので、それはいろんな地形とか地質とか傾斜、

それから何よりも所有者さんの意向などを踏まえた上で、再びスギ・ヒノキ林に誘導するのか、あるいは広葉樹林に誘導していくのかというのがあると思います。そんな選択の中でスギ・ヒノキについてはなかなかまだ我々自身もその知見がないので、少花粉とか無花粉の苗木がどの程度の品質になるのかというところまでないものですから、将来的にそういうのを育てていってというのは、これからの知見になります。正直なところはですね。

ただ、全般的にスギ・ヒノキの活用については、我々、適地のところについては伐採をしていきながら、大阪府としては柱材のような構造材に使っていくのか、あるいは内装材に使っていくのかということについても、またそれを搬出、製材されている、今日もこちらの森林組合でありましたりとか、仲谷委員とか、そういった林業事業者、林業事業者の方々とも話しながら、どういう形でマーケットに出していくのがいいかということも考えながら、流通のほうも考えていきたいと思っております。

【増田委員】 よろしいでしょうか。

【西野委員】 はい。

【増田委員】 ほかいかがでしょう。

三好委員、どうぞ。

【三好委員】 今のお話に関連してなんですけれども、植栽時の立木本数、植栽密度ですね。これを計画に書くとしたら、2,000本を疎仕立てとして、別途下限を決めておく、あるいはその本数が1,000本とか1,500本とかぐらいにしておくという、これは妥当だと思うのですが、ただ計画書への書き方としてはこれでいいのだけれども、実際に、施業の保育の中で、じゃ、除伐とか間伐をどうするんだとか、あるいは長期計画の中で何年後に、10年とか50年とかという、かなりの中長期の中でどの年次に実際に山でどれだけの林齢のヒストグラムがあって、どれだけの材積が蓄えられて、そのときそのときにどれだけの材積は使えるものとして出ていくのかというようなことを、あんまり短期的に考えたら、変なことになってしまわないかなというのが非常に心配で、中長期的に50年先ぐらいまでを見越した材積の変化であるとか、保育による、使える材の変化とか、そういったことを考慮していくことも必要なんじゃないかというふうに、1つ思っています。

それで、ちょっとそれに付け加えてなんですけれども、そのためには、これ別項目ですけど、航空レーザ測量なんかの整備というのを挙げられていて、これも計画書の段階ではこういう書き方になるのかなというふうに思うのですが、航空レーザの技術も日進月歩で

すごく進んでいますので、例えば今から10年前に取ったデータと最近取ったデータでは全然レーザの密度も違いますので、それをできるだけ最新の状態に合わせつつ、同じ場所でも、例えば10年ごととか取って行って、単木単位で、全部レーザで管理できるような、森林情報をそこから得られるような体制というのが望ましいのかなというふうに思いますので、これ要望ですが、そういうふうに定期的に繰り返し、その時代に合った最新技術でそういう森林情報の収集ができる体制というのを、ぜひ検討いただきたいと思います。

【増田委員】 ありがとうございます。

多分、大阪府の森林、全国に比べて人工林率非常に高いですね。51%ぐらいの人工林の状態というのが大阪府の森林。そうやって考えますと、最初に栗本委員からもありましたように、あまり短期的ではなくて、やはり中長期的にきっちりと戦略を練って検討しないと、国の動きに合わすということは大事なんですけど、やはり府としては、短期的な視点ではなくて、やっぱり中長期的な視点での注意事項というのは、今日いろんな御意見いただいていますので、ぜひとも考慮しながら運営をしていていただきたいなというふうに思いますけれどもね。

特に、スギ、花粉の話に関しては、間伐が進まずに過植気味になっているところは、やはり花粉をつける量が多いんだろうと思うんですね。その辺は、実態として、計測されたようなデータみたいなものがあるのかどうかね。健全な密度だと、植物というのはあんまり花を咲かせないですけど、やはり過植気味になって体力が弱ってくるとたくさん花をつけると。そういう面で言うと、本当にスギの木そのものを減らす必要があるのか、やはりもっと間伐、除伐の進行ということをやらないといけないのか、何かそんなこともあるんだろうと思うんですね。何かそんなことも少し考慮いただければなというふうに。

あとは、低密度植栽に関しては、これ多分、要するに材の品質からいうと、過去、吉野林業なんかは、ヘクタール当たり1万本近く植えて、成長ストレスをかけることによって材の稠密さを獲得するという、そういう林業をしてきた地域ですので、それも一気に低密度のヘクタール当たり2,000本という、かなり、もうほとんど、目指すべき最終密度が大体、ヘクタール当たり800本から1,000本ぐらいですね。その密度を最初から、そういう密度をつくって本当に大丈夫なのかというのを、少し注意を要するのかな、というふうなことだと思いますね。

あと、もう一点だけ主なことを言いますと、花粉症の大きな原因と言われているのは、都市部が全て人工被覆化されていて、花粉を吸着する、要するに面がないと、自然面が。

したがって、何回となく飛散をしたものを繰り返し飛散すると言われていて、本当は流域治水なんかと同様に、都市の構造として、もう少し花粉を吸着するような自然面をどう増やしていくかというのも都市政策としては必要だと言われているんですね。林業政策ではなくて。何かその辺りも、本当は考慮しておかないと、一気に花粉の少ない苗木の品種改良したものに植え替えれば済むとか、スギ・ヒノキ林を減らせば済むという話ではないと思うので、その辺も少し御考慮いただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょう。

栗本委員。

【栗本委員】 先ほど申し上げましたけれども、森林、この計画は、今や市町村が非常に権限を持っておりますので、森林整備計画とかですね、森林経営計画の認定ということについて。これからはこの経営計画について、先ほどの資源量についても、市町村、ほとんど資源量を把握できてないと思うのですけれども、そういったことも踏まえて、大阪府と市町村との連携をぜひ密にさせていただきたいというふうに。私たちが市町村に行ったら、大阪府さんも一緒ですよということはしていただけるように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

【増田委員】 ありがとうございます。

いろんな意味で課題といいますか、府の独自の課題もございますし、国全体の課題もございますけれども、いろんな御意見をいただきました。

特に、今日の意見に基づいて、御提案いただいた地域森林計画を改正するという事じゃないと思うのですけれども、運用するに際して、貴重な御意見をいただいておりますので、十分に配慮いただきながらこの森林政策を展開していただければと思うというように、そんなまとめで、皆さん、よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

これは審議案件ですので、一応お諮りをしたいと思います。先ほどございましたように、原案を可決するという事で御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

ただし、何個か出た貴重な意見は、ぜひとも議事録に残していただいて、運営に際しては配慮いただくということをお願いしておきたいと思います。

それでは、報告案件になりますけれども、4に入りまして、「林地開発許可の実績報告について」よろしくお願ひしたいと思います。

【芝池森づくり課主事】 大阪府森づくり課保全指導グループの芝池と申します。

私のほうからは、資料の2番の「林地開発許可の実績報告について」御報告いたします。
まず資料の80ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは昨年度の森林審議会の日の令和5年1月20日から昨日の令和6年の1月21日までの期間における森林保全整備部会での個別意見聴取対象とならない開発行為を行う区域である、係る森林面積が5ヘクタール未満の林地開発許可の実績となります。

なお、報告期間におきまして、森林保全整備部会での個別聴取が必要となる5ヘクタール以上の許可事案はございませんでした。

次に、81ページを御覧ください。

こちらは許可事案別の詳細を、許可日の順にお示しした資料でございます。

まず、新規の許可について御説明させていただきます。

新規の許可につきましては、資料の⑥番の事業所用地の造成が1件です。こちらは、採石場の跡地を太陽光発電の事業用地として利用することを目的とする開発でございます。開発行為に係る森林の面積は1.8582ヘクタールです。

次に、変更許可についてですが、⑤の事業所用地の造成が1件、②のレジャー施設の設置が1件、①、③、④、⑦、⑧が土石の採掘となっていて5件で、計7件の許可を行いました。

⑤の事業所用地の造成では、太陽光発電所の設置予定地における許可期間の延長によるものです。開発行為に係る森林面積に増減はありませんでした。

②のレジャー施設の設置ですが、グラウンド造成を行っていたところで一時的に休止していた事案だったものが、開発が再開されたものです。開発行為に係る森林面積に、こちらも増減はありませんでした。

土石の採掘についてですが、①が事業区域の拡大及び期間の延長による変更、③、④、⑦、⑧が期間の延長による変更でございます。土石を採掘についての開発行為に係る森林面積の合計面積は、合計して0.77ヘクタール増加しています。

次に、近年の林地開発の傾向につきまして、83ページを御覧ください。

過去5年間のグラフがそちらに載っています。こちらグラフは、新規の許可及び協議、変更により、新たに開発される森林面積を開発行為の目的別に示しているものです。

ここでの協議とは、森林法第10条の2第1項第1号または第3号により、許可を要しないとされる国、地方公共団体が行う事業等について連絡調整したものを言います。

直近5年間の主な林地開発事業、協議事業は、令和元年度の協議における安威川ダムの建設、約17ヘクタール、令和3年度の協議における国際文化都市彩都の土地区画整理事業、約69ヘクタール等があります。

最後に、84ページを御覧ください。

参考資料として、今回の報告事案の位置をお示しした図面を添付しております。御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料の2の「林地開発許可の実績報告について」、以上でございます。

【増田委員】 どうもありがとうございました。ただいまの「林地開発許可の実績報告について」、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。審議会に諮る大規模なものはなかったということでございますけれども。

これ、いつも私多分聞いているだろうと思いますけど、平米単位まで数値を拾うというのは、制度はそうなっているんですか。

【穂積森づくり課保全指導補佐】 はい。

【増田委員】 そうですか、分かりました。

【穂積森づくり課保全指導補佐】 確かに現場でひびく単位の数字ではないかもしれませんが。

【増田委員】 そうですよ。何か実態の数字とはちょっと違うのかという。

【穂積森づくり課保全指導補佐】 規定で、許可は下4桁までヘクタール単位となっておりますので、その許可の数字をそのまま使わせていただいております。

【増田委員】 なるほど、分かりました。

ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか、これに関しましては。

ありがとうございます。

これは報告案件でございますので、皆さん御理解いただいたということでございます。

続きまして、その他の案件としまして、1つは「大阪府森林環境税について」というのと、「CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度について」と2つございます。1つずつ報告いただいて意見交換をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【早川森づくり課森林整備補佐】 森林整備グループの早川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料86ページを御覧いただけますでしょうか。

大阪府では、令和5年度までが徴収期間であった大阪府の森林環境税を令和9年まで期

間延長することになりましたので、その内容について説明をさせていただきます。

資料の冒頭にありますとおり、地球温暖化による気候変動に起因する想定を超える豪雨や台風による土砂災害等から府民の生命、財産を守るため、集水域である山地からの土砂流出抑制や森林の保水力の向上に取り組むとともに、府民も利用する管理道等の施設の安全性の向上対策を実施することを考えております。

国におきましては、降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化に備え、新たな水害対策として河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進する方針転換しましたので、府におきましても、流域治水の取組を進めてまいります。

さらに、現行で実施しております、都市緑化を活用した猛暑対策につきましても継続して実施をしてまいります。

これらの対策に必要な財源を確保するため、資料右側でございますが、年額300円を継続しまして、徴税期間を令和6年度から令和9年度まで延長する内容の条例改正を行ったところでございます。

4年間での税収想定額は約48億円、年間約12億円を予定しております。

資料中段に参りまして、具体的な対策でございますが、新たな対策としまして、1つ目、集水域（森林区域）における流域治水対策、それと2つ目、府民も利用する森林管理施設の安全対策を行います。

対策の目的としましては、1の流域治水対策においては、集水域である森林部において流域治水の考え方による洪水被害の防止、2の森林管理施設の安全対策においては、1の対策等の実施に必要であるとともに、府民も利用する自然公園内の管理道等の森林管理施設を改修し、安全性を確保するために実施をしてまいります。

事業対象でございますが、流域治水対策は、洪水リスクの高い河川上流部の集水域で、1か所当たり約300ヘクタールの森林の区域を設定しまして、それ23地区で実施いたします。

また、森林管理施設の安全対策につきましては、崩壊や落石等の危険性の高い歩道や、著しく損傷劣化している便所など、40か所へ実施をする予定でございます。

右が事業のイメージで、左下の黄色い区域が河川域と氾濫域となっております。今回の対策は、オレンジ色の集水域で土砂流出対策としまして写真に示すような治山ダムの整備であったり、また、本数調整伐と筋工等の簡易な土木工作物を組み合わせた対策を面的に整備いたします。この面的整備により、下層植生の回復と森林土壌の保持形成を図ってい

きます。

また、管理道等の安全対策としましては、道路のり面の落石対策や豪雨による浸食で崩壊した箇所、また、そのおそれのある箇所の排水整備等を行うということで、写真にありますような、左側が落石対策としてネットによる被覆工を設置した状況でございます。右側が侵食され危険な歩道の対策状況を示しております。こういった対策を進めてまいります。

事業効果のほうでございますが、ここに記載しておりますような府民の生命、財産への災害の未然防止であったり、災害発生による経済損失の回避、管理道等の安全向上の効果が得られると考えております。

また、参考でお示しさせていただいておりますが、今回の対策によりまして土砂流出抑制効果として、5年間で約20万立米の土砂流出を抑止することが見込まれております。

また、保水力向上効果でございますが、これらの森林整備等によりまして、初期1時間の雨水貯留量が約90万立米、箕面川ダムの洪水調整用量約60%、また、東京ドームの容積の75%に相当する効果が見込めると試算しておるところでございます。

続きまして、資料の下段入りまして、継続対策の都市緑化を活用した猛暑対策でございます。

昨年の7月の平均気温は、気象庁の観測史上最も高く、熱中症による救急搬送者数が急増していることなど、万博開催も見据えて、府民や観光で来られた方の安全安心を守るため、引き続き対策を実施したいと考えております。

事業内容につきましては、現行のものと同様に緑化と合わせて、日よけや微細ミストなどの暑熱環境改善設備の事業に対し補助を行うものでございます。補助率も現在と同様に10分の10、事業対象地につきましては、現在の駅前広場に加え、新たに府民や観光で来られた方の多くが利用する観光スポットなども対象とすることを考えております。

写真右の上、上段でございますが、これは天王寺MIOの前に、緑化とともに微細ミストを設置した状況でございます。

これらの対策につきまして、事業規模については、都市緑化を活用した猛暑対策は約3億円を想定しておりまして、万博までの2か年を集中実施期間として実施をすることとしております。

資料の最下段でございます。

まず、真ん中でございますが、これにつきましては国の森林環境税・森林環境譲与税の

概要を示しております。

府税と合わせまして、国税のほうも令和6年度から森林環境税として年額1,000円の課税が始まります。市町村等への譲与は、令和元年度からスタートしておりまして、府内市町村におきましても、森林整備や木材利用、そういったものの取組が進められ、執行率は徐々に増加しておる状況でございます。

国からの森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた森林整備、また、間伐、担い手の確保、木材利用の促進などに活用することになっておりますが、府の森林環境税は譲与税では使えない山地災害洪水被害防止を目的とした治山ダム等のハード整備や猛暑対策を行うこととしており、明確にすみ分けを行って実施していくこととしております。

資料の最下段、左側にスケジュールを示しております。

条例改正案につきましては、9月府議会へ上程いたしまして、10月20日に可決、10月30日に公布しております。11月1日には市町村への通知を行いまして、住民の皆様への周知の御協力をお願いしているところでございます。

また、府におきましても、令和6年4月の課税開始に向けまして、11月から府民説明会、また、イベント等で周知するほか、広報、ホームページ等も使いまして府民の皆様へ周知を進めているところでございます。

資料の87ページには、チラシをつけさせていただいております。

このようなチラシを作成しまして、府民の皆様への御協力をお願いしている状況でございます。

資料に関しましては、説明は以上でございます。

【増田委員】 ありがとうございます。大阪府森林環境税について御説明をいただきました。何かお気づきの点、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

藤田委員。

【藤田委員】 先ほどもちょっと述べた、流域治水対策ということで、具体的なことが書かれておりまして、数値も何か出ているのですけれども、この参考の土砂流出抑制効果20万立米とか、雨水貯留量90万立米というのは、大阪府全体でこれぐらいになるということですよ。

【早川森づくり課森林整備補佐】 はい、今回の対策、治山ダムで抑止する土砂量であったり、森林整備を実施することで土砂の流出を防げると、そういった面積を基に、林野

庁から示されております数値を基に試算したものでございます。

【藤田委員】　これが、流域治水なので、森林のほうも何か貢献してください、みんなでやりましょうということなので、少しでも貢献するようなことになればいいと思うのですけども、こういった整備によって、例えば、大阪府の川の下流の水位がどれぐらい洪水のときに下げられるとか、河床の上昇がどれぐらい押さえられるとか、その辺の具体的なことはまだ何も分かってないのでしょうか。

【早川森づくり課森林整備補佐】　私ども、この事業地の抽出に当たりまして、下流側のリスクの高いところを選定しようということで、府の河川部局から河川の土砂の堆積状況であったり、また、洪水リスク等のため河川整備が必要な箇所、そういった情報をいただきまして、対象となる河川を選定したところでございます。

今後、この対策による効果が、どのような形で現れてくるかというのは、今後河川部局等が調査される数値を基に、また検証することになるかと思いますが、現時点ではそこまで、何センチ下がるかということまではお示しできないような状況でございます。

【藤田委員】　また、河川部局とも連携して、こういった森林のほうの対策がどれぐらいなるかというのは、向こうのほうでまた計算とかシミュレーションすれば分かってくると思いますので、その辺の風通しというか、連携をしっかりとっていただけたらなというふうに思いました。

【早川森づくり課森林整備補佐】　分かりました。ありがとうございます。

【藤田委員】　あともう一点、ごめんなさい。

【増田委員】　はい、どうぞ。

【藤田委員】　流木に対しては、流木の発生源対策とかは具体的にはどういうことでしょうか。

【早川森づくり課森林整備補佐】　今回、土砂流出抑制対策と記載させておりますが、この中には下流河川への土砂の流出及び流木の流出というものを含んで対策を行いたいと考えております。

ただ、大阪府のような狭小な溪流におきましては、なかなか流木量を算定するというよりも、具体的に危険な木を事前伐採するというのが有効だと考えておりますので、それを主体に進めていきたいと考えているところでございます。

【藤田委員】　分かりました。なかなか流木の発生量とかの推定も難しいと思うのですけども、国の砂防部のほうでは、一応そういう指針のような、流木発生量、これもどれぐ

らい確かなものが出てくるか、ちょっと私分かりませんが、そういうこともやっていますので、また参考にしながら、流木の発生量と、どれぐらい抑えられるかということをも具体的に定量的に示していただくという。大変分かりやすいかなと思うので。

【早川森づくり課森林整備補佐】 ありがとうございます。砂防部局からもその辺りの情報得ながら連携して進めてまいろうと考えております。ありがとうございます。

【田中みどり推進室長】 すいません、ちょっとよろしいですか。

【増田委員】 はい。

【田中みどり推進室長】 追加なんですけども、この流域治水対策につきましては先ほども担当から話しましたように、23の流域プロジェクトというものをつくっておられて、これは都市整備部と環境農林水産部、両方で対策をすることにしておられます。ここに書いておられますのは、あくまで環境税ですので、この山の部分だけしか書いてないのですが、これと連携しまして、河川部のほうでも、その箇所掘削でありますとか、護岸の整備というものを同時期にやっていきますので、その全体での効果というものが出てくると思います。ですので、山だけということではなくて、全体で安全性を高めていければというふうに思っております。

それと、あと流木につきましては、整備後の調査を環境農林水産総合研究所に効果調査を依頼して、どれぐらい流木の発生量が減るか、移動量が少なくなるかというような調査も継続してやっておりますので、その辺も示せるのではないかというふうに考えております。

【増田委員】 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

あと藤平委員手を挙げていただいているかと思えます。

【藤平委員】 藤田委員とちょっと重なるところがあるので確認になるのですが、この具体的な効果の数値とかが出ているということなので、現状をしっかりと把握されているのかということをお聞きしたかったのですが。それで、流域のほうの話は河川課のほうからということでしたけども、この管理道とかの損傷具合とかというのもきちんと把握されて、それをよくするために、こういうことがこれぐらい必要なんだとか、こういう効果があるんだよというふうに算出されているという見方でよろしいのでしょうか。

【増田委員】 いかがでしょうか。

【田中みどり推進室長】 はい、この管理施設につきましても、当然その森林整備をする上の重要なインフラという位置づけで、職員が現場を調査いたしまして、その中でもう

特に災害の危険性があるところというのを今回厳選しまして、それと、あとトイレなんかにつきましても、やっぱり、今、山で働かされている人の、大変重要なインフラですのでね、プラス府民の方もかなり山に入る人増えておりますので、そういう人たちもきれいに使えるような、そういうものにしていきたいということで、今回整備するというふうな考え方で整備していきたいというふうに考えています。

【藤平委員】 ありがとうございます。

もう一点、ちょっとこれはもう補足的な感じなんですけども、府民の説明会をされているということなんですけども、反対に、これまでの森林環境税についての、何か府民からの意見とか、あと府民の意識の向上みたいなことを、別にここでするわけではないですけども、大阪府としてどんなふうに捉えられているのか、もし、現状分かるところがあれば少し教えていただきたいなと思います。

【増田委員】 いかがでしょうか。

【早川森づくり課森林整備補佐】 この環境税事業でございますが、平成28年の森林環境税がスタートしたときから、毎年度、前年度の事業実績であったり、また評価審議会というのがございまして、そこで評価していただいた内容につきまして府民の皆様を知っていただくということで、府民説明会のほう、毎年度11月に開催しております。そこでは事業に関して様々な疑問であったりとか、質問をいただいております。その中でいただいた意見、もちろん参考にさせていただきながら、事業のほうに反映させていただいておりますが、おおむね皆さん肯定的に、より事業が進むような、参考となる意見をいただいております。

ただ、若干、やはり多くの方、全員が参加されるということは難しいところでございますので、広報のやり方、うまく広い方々にこれらの取組を周知していく必要はあるのかなと、そのように考えているところでございます。

【藤平委員】 ありがとうございます。

【増田委員】 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

【藤平委員】 はい、またどんどん継続していく中でよりよい方向に進んでいったらいなと思います。ありがとうございます。

【増田委員】 ほかはいかがでしょう。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 大変いいことをしていただきまして、本当にありがたいのですけれども、

一番冒頭、委員長がおっしゃっていましたように、災害は必ず起こりますので、災害の後の復旧事業、これが非常に大切でして、私どもも風倒被害対策をやってきましたし、現在も能登半島では、いち早く森林組合の人たちが、孤立集落のための森林伐採をしたり、土砂に埋まったところの人たちを、木を伐採して整備をします。まずは木の伐採整備から始まりまして、そういう伐採整備のための、今は高度な機械がありまして、私どもだけではなくて南河内林業さんも協力していただきまして整理をしたという実績もあります。

そういう中で、この事業の中で、私どもがそういったスキルを継続していただけるようなメニューをやりながら、次の災害のときに、いち早くそういう行為ができるように、事業の現場でそういうスキルを維持できるような、そういうメニューも考えていただいて、これは、ぜひ、次に備えられるようにしていただきたいなと思っている次第です。

【増田委員】 災害でいうと、阪神淡路大震災の後、今まで防災と言っていた考え方を減災という形に変えたんですね。やはり災害が起こるので、それをどう軽くするかと。それでも駄目で、東日本大震災の後にはレジリエンスという言葉が出てきて、事前復興計画を立案しておくことが必要だと言われて、それはあまり実現できてないんですね。

今あったように、災害は必ず起こって被災するわけで、事前に発生した後、どういう復興をするのか、どういう支援をするのか、どういう救護の体制を取るのかという事前復興計画というのは非常に重要ですけども、かなり日本は遅れているんですね。

そういう面では、やはり栗本委員からも御指摘あったような形で、発災した後の対応の仕方ということを併せて考えるということが非常に重要だと思いますので、ぜひともその辺考慮いただければというふうなことを思いますね。

レジリエンスという言葉が東日本大震災の後、大分出たんですけど、二、三年ぐらいで少なくなってしまうと、反対に国土強靱化計画という、より力を持って対応しようみたいな話になったんですけど、東日本大震災の後、人間の力ってそんなすごくないから自然に寄り添っていなすとか、かわすとかいうような形にしないと、強靱化で本当に対応できるのかというのは甚だ疑問があるんですね。

実際いろんなところでそういうことが起こっているわけで、やはりもう一度、そういう災害後の対策というふうなことを、早期に想定していくということが非常に重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、それともう一点、単純な話なんですけど、ここの絵に描いてある黄色とオレンジの色で囲っていて、これもう一つ外側に、これが一体的に展開しますという流域という枠

組みがあったほうがいいかなと思うんですけどね。流域というエリアがあって、その中に、下流部でやる対策と上流部でやる対策みたいな形で。そのほうが、23プロジェクトが動いていますというのを説明しやすいかと思いますので、説明するときには絵をちょっと修正されたほうがいいのかなと。

【早川森づくり課森林整備補佐】 ありがとうございます。

【増田委員】 ありがとうございます。

いかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

少しタイムコントロールが悪くて、もう一題残っております。CO₂に関わる話でございます。御説明のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 そうしましたら、資料の4、90ページになりますけども、「大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度について」御説明させていただきます。私、森林支援グループの栃原と申します。よろしくお願ひいたします。

まず制度の目的及びその概要ですけれども、脱炭素社会の実現を推進するための取組の1つとして、令和5年度から府内の企業ですとか、市町村が実施する、府内における森林整備、府内産木材の利用によるCO₂森林吸収量・木材固定量を認証する制度を創設いたしました。

本制度の認証を受けた事業者は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例で定める提出書類におきまして、CO₂の森林吸収量ですとか、木材固定量について、排出量が100トンあったとしたら、それで吸収・固定量が10トンということであれば差し引きして90トンが事業者の排出という形での、削減量としてのカウントができるというだけでなく、評価点もアップするという、そういうメリットを付与しております。こういったメリットを広くPRして、社会全体でCO₂削減の取組を推進していくものでございます。

こちらの画面のほうには、今年度第1号で認証を受けました阪急百貨店うめだ本店での取組ということで、映像のほうは出させていただいております。

資料でいきますと、次、裏面になりますけれども、そこには認証までの流れですとか、こういった取組が対象となるのかということを示しております。

認証機関といたしましては、一般財団法人大阪府みどり公社の森林整備・木材利用促進支援センターのほうを指定しておりまして、そちらのほうで企業さんの取組とか、実績とかを審査いたしまして、CO₂の固定量の算出をいたします。それを受けて大阪府のほうで認証書を発行するというような形でございます。

具体的には、森林整備につきましては、実行面積としては0.06ヘクタール以上、木材の使用量につきましては0.1立方メートル以上というところで、最小単位の0.1トンCO₂を認証できる単位をクリアすれば認証を受けることができるということで、小さなことからでも、少なくとも取り組んでいただけたところについて認証するというので、それぞれ企業さんであったり市町村のインセンティブを上げていこうと。そうすることで各大阪府内の事業者全体で、そういった取組をもっとやっていこうよというような機運を高めていきたいというふうに考えております。

画面のほうでは、阪急百貨店のちょうど8階のところにあるんですけども、GREEN AGEというところで木質化をされたところがございますので、もし梅田にお立ち寄り際には、ちょっと8階で、こんなふうにして木材の利用されているんだなというところを御確認いただけたらと思います。ちょうどうめだ本店では河内材をメインに使っておりますので、また御覧いただければ幸いです。

ちなみに、今日現在で、府内で認証を受けているのは、このものも含めて、合計でまだ3件でございます。今年度から始めたもので、市町村とかですとやっぱり実績が出てくるのがどうしても年度末というところがございますので、そういったところで今後増えていきますけれども、こういった認証の制度があるよということを我々企業さんや市町村にもっとPRをしていって、社会全体でのCO₂削減の取組というところへつなげていきたいというふうに考えております。

説明としては以上になります。

【増田委員】 ありがとうございます。

ただいまの吸収量及び固定量に関して、何か御意見、御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

三好委員、どうぞ。

【三好委員】 大変結構な取組かと思うんですけども、従来、大阪府の、大阪府産材の認証制度というのがありましたよね。そういったものと、何かリンクしてくるところはあるのかなというところをちょっと教えていただきたいというのがあります。といいますのは、これCO₂削減というところに目的をもう一本化して、何か割り切った感じの制度になっているなという気はするんですけども、当然のことながら、これによる伐採がそのほかの環境に与える効果というのはいろいろあるだろうし、というようなことが、それぞれのCO₂削減だけの目的とか、大阪府産材ルーツだけの目的で、全然制度がかみ合わ

ないというのは、もったいないなというのが一つあります。

それと、こういうふうにすると、広葉樹林といいますか、天然生林みたいなもの、これは対象外になるんでしょうかね。先ほどもちょっと思っていたんですけども、先ほどの森林整備による防災、減災を図るというようなところでも同じことが言えると思うんですが、実際にある森の約半分ぐらいが天然生林なので、そこの影響って結構大きいと思います。特に最近の森の変化というのが、旧薪炭林の大きい高木種が、ナラ枯れとか何とかで倒れて、あんまり大きくなならないアセビとかヒサカキとかそういったものが茂って高木種の成長を妨げているというような現状は、要は森でのCO₂の蓄積量を減らしているようなものですから、そういったところも気になってまして、広葉樹林といいますか、天然生林といいますか、そういったところが、何とかこういうところの対象に入る隙はないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【増田委員】 いかがでしょうか。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 京都議定書のときのルールといたしまして、人為活動が行われた森林整備について、そういった削減としてのカウントができるというようなことがありましたので、現状の府のこの認証制度につきましても、林野庁が示していたルールにのっとりまして、人工的に経営する、経済的に回していこうという森林整備を対象としております。

ただ、広葉樹につきましても、当然、植えて人工的に育てていこうということがございますので、そこは人の手が入っているというところなので、その森林整備につきましても、対象とはなるのですけれども、天然林として、そのまま何も手を入れずにいるようなところにつきましても、ちょっと今回の制度の対象とはなっていないという状況です。

あと木材利用のほうですけれども、ここで我々考えているのは府内産の木材というところで、「おおさか材」、いわゆるブランド材としての大阪産材につきましても、府が認証した活動区域で、製材所などの事業者が、そういった区域から出てきたものをいわゆる「おおさか材」として認定しているのですけれども、今回はそういったエリアじゃなくても、例えば、府内で取れた木をちゃんと有効的に活用してもらえているということであれば、それはそれで府内の森林整備、スギならスギ、ヒノキならヒノキを実際に切って製材して使うということですので、そこで伐採するというところで、森林整備にも寄与するということもございますので、ここでは広く大阪府内産の木材を使用されたケースについては認証していこうというふうに考えております。

【増田委員】 三好委員、いかがでしょう。

【三好委員】 一言だけ、今、天然生林という言い方をしていますが、ほとんどの薪炭林、里山林と呼ばれる、大阪なんてほとんどそうだと思うんですけども、そこは強度に人間が関わってできた森ですので、決して手が加えられなかったわけじゃないところを、最近、急激に人間が手を加えなくなったという変化が起こっているところです。そこで、植生も変化をしてきて、CO₂蓄積量が減少していると。あるいは災害も増えています、そういう意味では。ということも含めて、旧薪炭林のところの処理をどうするのかというのを、もう少し慎重に見ていく必要があるんじゃないかなと私は思います。

【増田委員】 いかがなんですかね、私もいろんなところで里山管理をお手伝いしたりしていますけれども、やはりそこでは間伐をしたり除伐をしたりして、新たにひこばえを育てたりとか、新たに植栽をしたりという行為をしているわけですよ。だから、森林に関して人間が何らかの営力をかけた森林に対しては、固定量として計算できるのではないかなと思うんですけどね、人工林じゃなくても。その辺はいかがなのでしょう。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 ちょっと言い方があれだったかもしれないんですけども、先ほどおっしゃられた旧薪炭林、薪炭材を植えていて、それからそのままずっと放置されていてというところがございます。今回、ちょっと我々も相談を受けているのは、そういったところをもうちょっと整理をして、また新たにクヌギ、コナラを植えて使っていくよというような森林整備はどうですかという相談を受けていて、それについては当然一旦手を入れて、植栽をして、それを当然その後、下刈りやら保育というところでの間伐とかをやっていく必要がありますので、それはもちろん対象になりますよということで御回答しておるところです。

【増田委員】 なるほど。だから従来、府がされていたアドプトフォレスト制度で、企業が里山管理みたいなものされているところありますよね。それに対して、こういう積極的にCO₂の森林吸収量として認定していくようなことというのは、少し、アドプトフォレストも試作品になっていますので、モチベーションとしては非常に高くなるかなと思うんですけどね。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 増田委員おっしゃるように、我々もそういったアドプト活動をされている企業さんは、もう既に組み込まれているわけですから、面積要件だけをクリアしていただく必要はございますけれども、そこでぜひ制度を活用していただいて、我々認証していきたいというふうに考えておりまして、それぞれの活動している事業

者さんのほうにも、そういった働きかけを今しているところです。

【増田委員】 だからそうしますと、これやっぱりイメージ写真を見ていると、人工林でしか、林業という手法でしか駄目みたいに見えるんですよ。ただし、大阪府かなんか、林業という手法と、今言った里山管理という環境的手法と違いますか、そういう手法に対しても、これが適用できますよというふうなことをきっちりと広報していただきたいなと思うんですけどね。これ見ていると、やっぱりちゃんと植林して、材として固定しないと、こういう行為でないと認めないみたいになっているんですけど、できたら上のほうはそれでいいと思うんですけど、下で、今、人工林の植栽しているところ、これは里山管理みたいな写真に変わってもいいと思うんですけどね。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 それはおっしゃるとおりだと思いますので、パンフレットの写真を差し替えて、広くそういったところが分かるように、こんな活動も対象になるんだなということが、より分かりやすくできるようにしたいと思います。

【増田委員】 そうですね。それともう一つ、材として使うのも、今までみたいなスギ・ヒノキだけではなくて、従来まで言われていた広葉樹、雑木と言われる、それは、銘木として使われているような、ケヤキが使われているとか、何かそういうふうなイメージも伝達したいなと思うんですよ。やっぱり人工林、スギ・ヒノキ林だけかなという考え方からかなり脱却して、こういう樹林にも基本的には同じような材としての価値もあるし、吸収としての価値もあるというふうなことを、ぜひ大阪府としては発信していただきたいなと思うんですけどね。

【栃原森づくり課森林支援補佐】 そうですね、実務としては、確かに広葉樹、大阪府内産であれば、それを使っただけであれば計算式がございますので、そちらに基づいて、当然、今回のところもしかり、ほかのところでも木材利用されているところ、広葉樹を使っておられるところもございますので、それについても当然カウントさせていただいておるところです。

【増田委員】 ありがとうございます。広報の仕方だと思いますので、工夫をいただければと思います。

【三好委員】 ありがとうございます。

【増田委員】 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

私のほうでお預かりしておりました「議事」、「報告」、「その他」について、皆さん方の御協力で審議、意見交換が終わったかと思います。少しマネジメントが悪くて10分間

延びましたことをお詫び申し上げたいと思いますけれども、事務局に進行をお返ししたい
と思います。

【司会（石本森づくり課主事）】 増田会長、議事進行ありがとうございました。

以上で、予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第89回大阪府森林審議会を閉会させていただきます。

本日御審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

―― 了 ――